

## 第20回 教育研究評議会 議事要録

日時 平成18年9月28日(金)10:30~12:15  
場所 事務局会議室(5階)  
出席者 相良学長、松永理事(教育担当)、井上理事(研究担当)、河本理事(財務担当)、  
倉本理事(医療担当)、櫻井副学長、橋本副学長、池田副学長、吉倉副学長、小槻  
副学長、受田副学長、根小田人文学部長、藤田教育学部長、橋本医学部長、諸岡  
黒潮圏海洋科学副研究科長(代理)、菅野センター連合教授会議長、辻田共通教育  
主管、小澤評議員、蒲生評議員、鈴木評議員、脇口評議員、川合評議員  
陪席 益田監事

### 〔配付資料〕

- 資料 1 - 1 役員・部局長合同会議審議のまとめ
- 資料 1 - 2 組織図 - A(新改組案)及び組織図 - B(新改組案、組織図Aの別のイメージ)
- 資料 1 - 3 高知大学大学院改組実施検討要項
- 資料 2 認証評価に係る大学評価基準要覧  
(追加資料) 高知大学認証評価対応WG要項、自己評価書記述の実施体制イメージほか
- 資料 3 高知大学国際交流基金規則改正(案)及び高知大学国際交流基金管理委員会  
規則(案)ほか
- 資料 4 研究費の不正な使用への対応について(通知)
- 資料 5 - 1 平成19年度特別教育研究経費概算要求事項の概要
- 資料 5 - 2 平成19年度概算要求主要事項(文部科学省)
- 資料 5 - 3 平成19年度概算要求主要事項の説明(文部科学省高等教育局)
- 資料 6 学内規則の改正及び廃止について
- 資料 7 規則の制定等に関する報告
- 資料 8 会議次第(第42回四国国立大学協議会)

議事に先立ち、前回議事要録(案)の確認が行われ、異議なく承認された。

### 〔議題〕

#### 1. 高知大学大学院改組について

井上理事から、資料1-1~1-3に基づき、9月13日開催の第56回役員会において、「役員・部局長合同会議の審議のまとめ」を基に大学院改組計画の詳細の検討を行っていくことが全会一致で承認されたことを受け、役員・部局長合同会議の位置付け、検討経過及び審議のまとめの内容、並びに今後の検討体制としての大学院改組実施検討本部に係る要項等について、詳細な報告が行われた。

また、委員からの共通教育のあり方等についての質問を受け、松永理事から、大学院改組の検討と平行して、認証評価への対応や共通教育の改革等についてタスクフォースを設置し、具体の検討・作業を行う予定である旨の補足説明が行われた。

#### 2. 平成19年度大学機関別認証評価に係る申請について

松永理事から、資料2及び追加資料に基づき、9月27日開催の第57回役員会で審議・決定された、平成19年度大学機関別認証評価に係る申請に関し、WGでの検討経過及び解決すべき諸課題とその対応のための全学的な協力の必要性等について説明が行われた。

また、松永理事から、解決すべき諸課題等への対応に関し、教育担当理事を座長として各学部長で構成されるタスクフォースの下で、早急に話し合いを行う予定であること、平成 19 年度認証評価の申請に当たっては、大学評価基準要覧に掲げる選択的評価事項は除くこととされた旨の補足説明が行われるとともに、学長から、全学的な協力について改めて要請が行われた。

### 3．高知大学国際交流基金規則の改正及び高知大学国際交流基金管理委員会規則の制定について

河本理事から、本学国際交流基金の厳正な運用・管理及び透明性確保の観点から、国際交流基金管理委員会の設置と、併せて国際交流基金規則の改正を行う旨の説明の後、資料 3 に基づき、その詳細について説明が行われ、承認された。

### 4．研究費の不正な使用への対応について

河本理事から、資料 4 に基づき、文部科学省から、研究費の不正な使用への対応に関し、研究費の管理・運営に関する基本方針の明確化、機関内でのルールの周知徹底、取組方針の策定、研究費使用に関する相談窓口、内部通報窓口の整備について速やかに検討に着手するとともに、逐次実施に移すよう要請があったことから、研究担当理事及び副学長等と相談の上、具体化の作業に入る旨の報告が行われた。

### 5．平成 19 年度概算要求について

河本理事から、資料 5 - 1 ~ 5 - 3 に基づき、平成 19 年度概算要求に係る特別教育研究経費の本学要求事項及び概算要求主要事項(文部科学省全体及び高等教育局関連)について報告が行われた。

### 6．学内規則の改正及び廃止について

総務企画課長から、資料 6 に基づき、学内共同教育研究施設の再編・統合に伴う、関連規則の改正等について説明が行われ、承認された。

### 7．規則の制定等に関する報告について

総務企画課長から、資料 7 に基づき、国立大学法人高知大学における規則等の取扱基準に関する規則第 5 条第 2 項及び第 3 項に基づく、規則の制定、改正等について報告が行われた。

### 8．会議等報告

#### ・第 42 回四国国立大学協議会

学長から、資料 8 に基づき、9 月 26 日に開催された、第 42 回四国国立大学協議会の議事に関し、学校教育法改正等に伴う教員組織の見直しの検討状況、産学官連携を推進する組織とその運営状況、授業料標準額改正への対応について報告が行われた。

以上